

第28回孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム幹事会 議事次第

令和7年7月16日（火）
17：00～18：00
（オンライン開催）

1. 開会

2. 報告事項

（1）分科会等

- ・分科会1について
- ・分科会2について
- ・分科会3について
- ・令和7年度シンポジウムについて
- ・官民・民民連携の取組推進について

（2）その他

- ・孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画等について

3. 閉会

【配付資料】

- 資料1 分科会1について
- 資料2 分科会2について
- 資料3 令和7年度第1回シンポジウムについて
- 資料4 令和7年度第2回シンポジウムについて
- 資料5 官民・民民連携の取組推進について
- 資料6 孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画について
- 資料7 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025について
- 参考資料 WHO 社会的つながりに関する委員会、孤独・孤立に関する駐日大使会合について

令和7年度事業の進め方について



<令和7年度の取組イメージ>

- ①こども向けテキストの展開（新規）
- ②サポーター養成のさらなる発展を目指した取組（一部新規）

<令和7年度の取組イメージ>

①こども向けテキストの展開（新規）

1) 学習指導案および講師用テキストの検討

令和6年度事業で作成した、こども向けテキストについて、
教育現場等で活用いただける、「学習指導案」の作成を進める。

（※令和6年度事業では、学習指導案の骨子まで作成予定）

2) こども向け養成講座の試行実施

こども向けテキストを活用して、小学校高学年～中学生向けの養成講座の試行実施を進める。

<令和7年度の取組イメージ>

②サポーター養成のさらなる発展を目指した取組（一部新規）

1) 養成講座の実施

令和6年度20団体程度で実施した養成講座について、
令和7年度も引き続き、養成講座の実施に協力いただける団体を募集する。

2) 受講証明グッズの作成

令和7年度における養成講座の自主開催に前向きな団体（東京海上日動など）にお渡しする、
受講証明ピンバッジの作成を行う。

3) 地域ブロック別の養成講座・意見交換会の開催

地域ブロック単位で、行政職員を対象とした、養成講座と意見交換の機会を設けることにより、
自治体間連携や好事例の横展開を図る。

例えば、

前半：つながりサポーター養成講座の開催

後半：サポーター養成やPF形成など、孤独・孤立対策に関する意見交換会

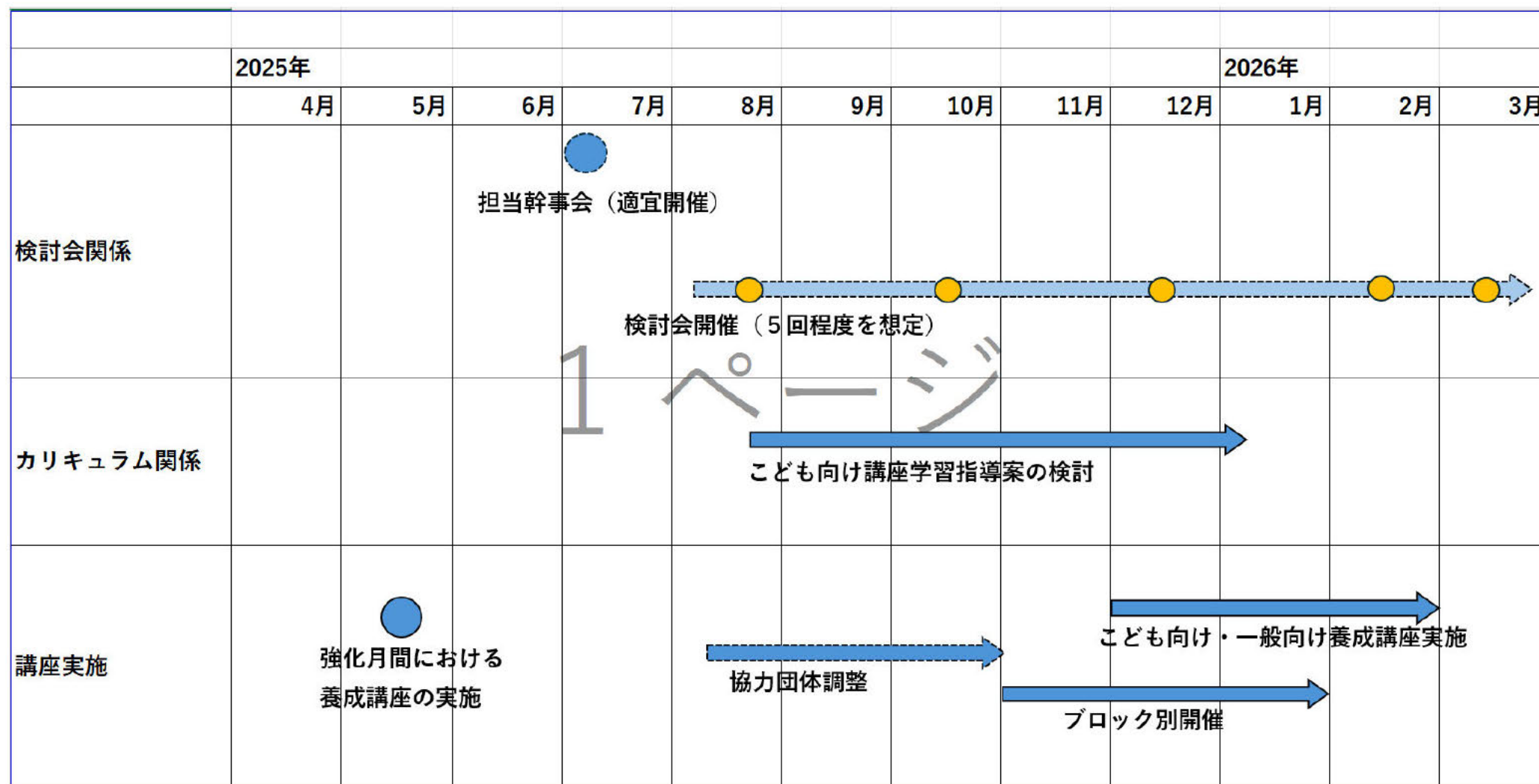
→近隣自治体の担当者間で意見交換を行うことで、

- ・孤独・孤立対策を進める上での、PF形成や水平的連携に向けた知見の共有
- ・各地域におけるサポーター養成の取組の加速を目指す。

4) 今後のつながりサポーターの充実に向け、効果的な取組の視点を受託事業者により調査・提案（新規）

令和7年度事業の進め方について（案）

＜令和 7 年度の取組スケジュールイメージ＞



→この他、事務局機能の設置や養成目標など、恒常的な体制整備に関する論点は、分科会1本体 および 担当幹事会にて継続的に議論を予定

こども向け養成講座の試行実施

小中学校で展開するにあたって、**自治体へ協力を依頼**してはどうか。

一般向け講座実施

令和6年度 20団体程度で実施した養成講座について、
令和7年度はさらに拡大し、**50団体程度**で募集するのはどうか。

★自治体向け勉強会の試行実施

市町村担当者を募って、つながりサポーター養成講座及び
ワークショップ・意見交換会等を行う勉強会を実施する**都道府県**
（または広域連携を行う市町村）を募集してはどうか。

あわせて、全国版の開催（イメージ：取組の発表会などの報告・
共有の機会とすること）も検討。

⇒★詳細は次ページ

自治体向け勉強会の開催について

- 令和7年度においては初めての取組となるため、試行実施として意欲のある自治体を想定した、**県単位での手上げ方式での実施**とし、**県がつながりサポーター養成講座及びワークショップ・意見交換会等を主催し、域内の市町村担当者の参加を募る形で実施することも考えられる。**

※都道府県のみならず、広域連携を行う複数市町村の参加も検討

具体的には、昨年度も内閣府のつながりサポーター養成事業において自治体・企業・民間団体に手上げ方式で実施希望を募っていたところ、**自治体用メニューとして、上記の県内自治体と連携した実施が可能となるものを用意してはどうか。**

（従来との違いは講師を複数名招へいする費用を支出可能な点であり、自治体担当者の交通費は支出しないことを想定）

あわせて、**全国版（取組の発表会などの報告・共有の機会）の開催**も検討。

<将来の展望>

- 一方で、長期的には広域でのブロック開催や、民間団体も交えた交流・意見交換の機会、PF会員同士の意見交換機会の創出を検討する。
- 一案として、交付金メニューの中にこうした取組を要件として入れこむことも考えられる。
- また、他省庁の地方部局における自治体説明会の機会に活用していただくことも検討。

■分科会 2 の進め方の構成案

- A. 地域における孤独・孤立対策に関する NP0 等の取組モデル調査の報告
- B. 孤独・孤立対策担い手育成支援事業（民間団体）の報告
- C. これまでの議論を受けて検討したい内容

A. について

7 月の議論を受け、各活動は以下のフェーズに分けられる。（実際は横断的で多様でもあるが……）

	日常的な支援		問題が起きている状況での支援	
	ふだんの暮らしのなかでの「つながり」（福祉外）①	予防的な意味合いでの「つながり」（福祉含む）②	発見する、アウトリーチのための取り組み③	他機関・他分野の支援者や専門家が連携して対応する取り組み④
例えば…	お祭り、商店街のイベント、スポーツ、アート、防災訓練、カフェ…	子ども食堂、居場所、バザー、	見守り、訪問、SNS 等でのアウトリーチ…	具体的な支援

実際には①～④について重なっていたり、意図的に横断的にして進めるものもある。

⇒①の部分で孤独・孤立対策として「意味づける」ことで、拡げていける可能性

例えば、里山保全の活動が「結果的に」ひきこもりの若者の社会参加になっている事例

例えば、転入者向けのスポーツイベントの招待券提供が「結果的に」孤独・孤立対策になる事例

既存の施策や事業を「意味づける」ことで孤独・孤立対策の視点が開けてくる

⇒②については、どれだけ分野横断や属性をこえた取り組みを拡げていくことができるか

例えば、一般の参加者と当事者性をもった参加者が同じプログラムを体験する活動事例

例えば、多世代の居場所や属性をこえた社会参加などの活動事例

既存の活動や事業を活かして「別の視点」を入れることで活動が広がっていく

⇒③④については、分科会 3 などでの議論か。

一方で、分科会②的な要素もある。

例えば、当事者の支援において「先輩」によるピアサポート的な要素を入れるなど。

支援者や専門家だけでなく「担い手」が参画することで多角的な支援が展開される

B. について

多様な活動を支える仕組みは何が必要か。NPO 等の市民活動の「中間支援」の在り方とは？

市民が参加する			活動が促進する		
関心をもつ①	学ぶ、経験する、参加してみる②	積極的に参加する③	活動を立ち上げる④	事業として展開する⑤	活動基盤が整う⑥

⇒①②については分科会 1 か。（つながりサポーター養成講座やその後の地域活動への参加要請など）

⇒③～⑥の機能や役割（行政、民間等）についての議論が必要

C. について

家族や地域が何をどこまで担うことができ何をも担うことができないのか

「自助」「共助」「公助」の範囲をどのように整理していくべきか。

本人&家族（自助）が担うのはすでに限界も大きく、すべて「共助」でおこなうのは「共助」の「動員」であり、リソースの限界もある。

「共助」の役割を増やすのであれば、「公助」が「共助」を支える仕組みが必要。

それは、どのような仕組みや機能であるべきか？

当面の分科会 2 における議論の進め方に関して

- 当面の分科会 2 における議論については、目標⑥の「足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案」に関連し、本日御報告した
 - ・ 地域における孤独・孤立対策に関する NP0 等の取組モデル調査（参考 1）
 - ・ 孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査（参考 2）の報告書中の類型化の表を基に、モデル事業として把握していない NP0 等の支援分野（足らざる分野）の見える化に向け、類型化の軸や分類を議論してはどうか。
 - また、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームのモデル事業から、プラットフォームが担うべき機能や役割も類型化し、相談体制の整備や居場所の設置、交流機会の創出など当事者等への支援活動を行う団体への支援内容を整理することとしてはどうか。（参考 5）
 - 上記で整理した内容を、「「孤独・孤立」問題とアプローチ」の図にマッピングすることについて検討してはどうか。（参考 6）
- ⇒上記の検討を通して、当面は、孤独・孤立対策としての支援が足りない分野を可視化することに担当幹事会で取り組み、その後分科会に報告することとしてはどうか。
- ⇒この議論の中で出てきた個別論点がある場合、整理の上、並行して担当幹事の中で議論することとしてはどうか。

(参考1) 地域における孤独・孤立対策に関する NPO 等の取組モデル調査報告書 P26 より

事業団体の類型化

区分	居場所・交流の場の対象とする主な属性				
	多世代	子ども・若者	子育て世代	中高年、高齢者	困難を抱える者
居場所・交流の場に呼び込む主な仕掛け	相談支援		・ トナリビト ・ ウェルネスサポート Lab ・ LiveQuality HUB ・ ママの孤立防止支援協会		・ 生きづらさインクルーシブデザイン工房 ・ ほっとプラス
	体験/学び/遊び	・ WATALIS ・ Arts Alive ・ むすびえ ・ わんず	・ たねとしずく ・ 育て上げネット ・ 芸術家と子どもたち ・ CLACK ・ たのつく ・ よだか総合研究所 ・ サンカクシャ ・ 地域で子どもを育む会	・ SKY	・ チャンス
	地域貢献・仕事 (役割の創出)	・ CONNECT ・ 青空プロジェクト ・ Shien	・ NIMO ALCAMO	・ かかみああと ・ ふらっと ・ しんしろドリーム荘	・ やどかりサポート鹿児島
	食の提供	・ フードバンク八王子 ・ こまちぶらす ・ 教育支援協会南関東	・ ソーシャルベタゴジー ・ ネット ・ SGSG ・ アクションタウンラボ		
	イベント	・ 抱樸 ・ カーサグランデ ・ 大牟田未来共創センター ・ 福岡終活・相続支援センターみらいあん		・ 九十九里ホーム ・ 地域サロン・さくら	・ ハレトケの会 ・ 坂井市国際交流協会
	上記のミックス	・ 街の家族 ・ 森ノオト ・ 子育て応援ワクワピース	・ 岡山NPOセンター	・ ハビママメーカプロジェクト	

※考えられる論点

- ・ 団体ではなく活動ベースで類型化するべきか
(現在の分類は、団体名と分類枠が1対1対応になっている)
- ・ 属性の区分はさらに細分化できないか
- ・ 「仕掛け」の類型について、「「孤独・孤立」問題とアプローチ」図のアプローチ区分を意識して細分化できないか
- ・ 令和5年度補正予算による NPO モデル事業により把握した活動も、同様の類型表に落とし込むこととしてはどうか

(参考2) 「孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査」に係る総括調査業務報告書P26より

中間支援組織の取組の類型

		体制		エリア		支援内容				
		単独	複数団体 協働	全国	地域	居場所 づくり	活動基盤 の強化	ネットワー クの形成 ・啓発	プラット フォームの 提供 (DX)	新たな領域 や人材を発 掘
1	認定NPO法人フローレンス	●		●					●	
2	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	●			●	●				
3	一般社団法人全国フードバンク推進協議会	●		●					●	
4	一般社団法人RCF	●			●		●			
5	社会福祉法人大阪ボランティア協会		●		●	●	●			●
6	NPO法人市民ネットすいた		●		●		●			
7	NPO法人北海道NPOサポートセンター		●		●			●	●	
8	一般社団法人えんがお	●		●				●		●
9	公益社団法人全国公立文化施設協会	●		●		●				
10	一般社団法人気仙沼まちづくり支援センター		●		●			●		

※考えられる論点

- ・「支援内容」の類型について、「孤独・孤立」問題とアプローチ」図のアプローチ区分を意識して細分化できないか
- ・孤独・孤立対策推進交付金の「孤独・孤立対策担い手育成支援事業」において把握した活動も、同様の類型表に落とし込むこととしてはどうか

(参考3) 孤独・孤立対策推進交付金の「孤独・孤立対策担い手育成支援事業」の事業内容より

交付事業者は、孤独・孤立の問題の予防の観点から、日常の様々な分野における緩やかな「つながり」の構築を実践している、あるいは新たに取り組もうとしているNPO等を発掘し、地域の多様な主体との連携・協働を促進するとともに、情報提供、相談対応、研修等による伴走型支援を通じて個々のNPO等の経営力や事業力を高め、孤独・孤立対策の機運醸成と安定的・継続的な推進体制を構築する。

【取組例】

- ・孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対する運営基盤（資金調達、会計処理、広報等）の強化のための伴走支援や専門家派遣、講習会等の実施
- ・地域の孤独・孤立対策の機運醸成と関係者間のネットワーク形成
- ・従来の活動領域を超えた緩やかなつながりづくりのモデル構築
- ・支援物資・サービスの効率的な提供に向けたデジタル化支援

(参考4) 孤独・孤立対策推進交付金の「地方における孤独・孤立対策推進事業」の事業内容より

都道府県向け地方版官民連携プラットフォームについては、プラットフォームの議論を経て都道府県が行うべき孤独・孤立対策関連事業として、以下が示されている。

① 孤独・孤立対策の取組方針の作成

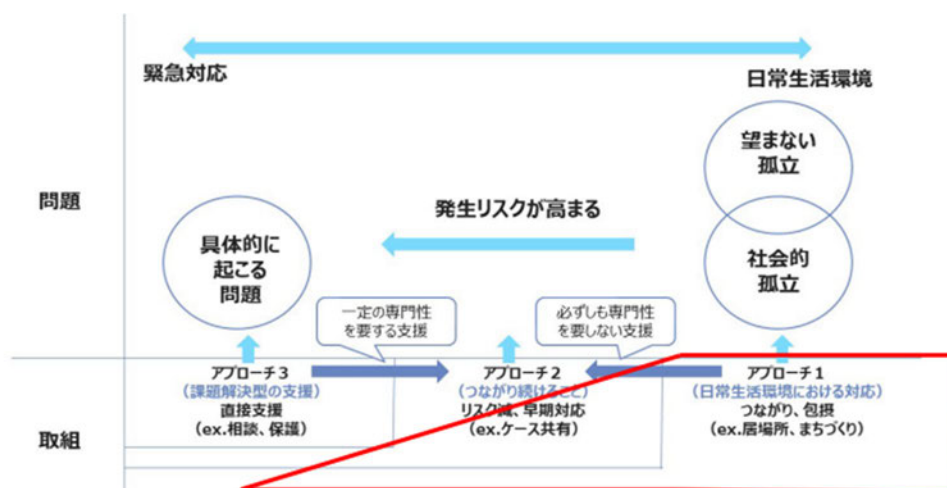
- ② 孤独・孤立の実態把握や地域資源の調査
- ③ 関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動
- ④ 住民への情報発信や普及啓発活動
- ⑤ 人材確保・育成のための研修
- ⑥ 地域協議会の設置
- ⑦ 相談体制の整備や居場所の設置、交流機会の創出など当事者等への支援
- ⑧ ⑦の活動を行う団体への支援（いわゆる中間支援）
- ⑨ 管内市区町村の後方支援
- ⑩ その他内閣府が必要と認める取組

（参考５）孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査研究業務より

市区町村向け地方版官民連携プラットフォームについては、孤独・孤立対策の推進に必要なとなる試行的事業として以下が例示されている。

- （ア）「孤独・孤立対策」に関する研修会
- （イ）孤独・孤立対策の地域資源の整理（マップ化）、地域協議会の設置
- （ウ）住民に対する普及活動
- （エ）孤独・孤立対策に関する課題やデータの共有と有無の確認
- （オ）専門人材や相談者・理解者の育成・確保
- （カ）その他（ア）～（オ）に付随する業務など

(参考6) 地域における孤独・孤立対策に関する NPO 等の取組モデル調査報告書 P 2 より



(図の出典) 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会 2 中間整理 「「孤独・孤立」問題とアプローチ」の一部を編集

「日常生活環境における対応」の例

- ・ スポーツや文化・芸術を通じたこども・若者、高齢者など多世代間の交流
- ・ シニア世代による子どもへの伝統行事等の伝承を通じた交流
- ・ 大工仕事などを通じた中年・シニア世代の交流の場（日本版メンズ・シェッド）の提供
- ・ 空家を活用したコミュニティカフェ、ものづくり、講習会などを複合的に実施する居場所の提供
- ・ 図書館や博物館、公園などの機能を活かした居場所の提供
- ・ 新聞・郵便配達、宅配、コンビニ、理美容など地域インフラとの協働による地域の包括的見守り体制の構築
- ・ 食品や生活用品などの支援物資に関する地域内のマッチングの仕組みの構築
- ・ 地域の孤独・孤立の問題を支える NPO 等や様々な居場所・相談窓口等の可視化
- ・ シニア世代の知見やノウハウを活かしたまちづくりや中小企業支援
- ・ 環境保全や農作業、防災ボランティアなど参加を通じた地域貢献
- ・ 買い物困難や交通不便を補う地域社会システムの立ち上げ活動 等

※考えられる論点

- ・ NPO 等の取組の類型化を踏まえて、NPO 等が孤独・孤立対策において果たしている役割や機能をこの図にマッピングすることは可能か
- ・ どのようにマッピングすることが考えられるか（図の中にバブルを記載するか、図の下に表を並べるか 等）
- ・ 同様のマッピングが、中間支援組織や、地方版官民連携プラットフォーム（都道府県・市区町村）についても可能か。
- ・ マッピングを踏まえて、孤独・孤立対策の担い手が果たしている（または果たすことが求められる）役割や機能相互間の関係を整理し、そこから必要な支援を考えることは可能か。

分科会2について

分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

幹事団体

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会

認定特定非営利活動法人 日本NPOセンター

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

目標

- ①「切れ目なく息の長いきめ細かな支援」の概念整理、主体間の認識共有
- ②「地域における包括的支援」の概念整理、主体間の認識共有
- ③（①②のファクトや議論を整理した上で、）国・地方・民間企業・NPO、社協等の各主体の役割・関わり方の概念整理
- ④各主体間の連携の姿の提示
- ⑤重点計画の施策・事業の運用改善（効果的な連携・組み合わせ）の例示
- ⑥（③④を踏まえて）足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案



令和 7 年度 第 1 回シンポジウム

(仮)つながりのなかで暮らす～これからの時代の「居住」「地域」「互助」について考える～ 企画概要

■開催目的

令和 6 年 4 月 1 日に孤独・孤立対策推進法が施行され、関係府省庁、地方公共団体及び NPO 等が有機的に連携して幅広く具体的な取組を総合的に実施し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底していくことがより一層求められています。

一方で、近年は住宅費の高騰や空き家の増加、制度のはざままで支援にたどりつけない層の存在、そして「人とつながって住むことの難しさ」を背景に、住まいの不安定さが孤独・孤立の深刻化と密接に関係していると言えます。こうした現場の実態から、住まいを起点とした地域づくりを再考する必要性が高まっています。

本シンポジウムでは、つながりのなかで暮らすための居住・地域・互助をテーマとし、学識者による概論と、現場で実践を重ねる NPO 等の取組から学びを深めます。特に、政令指定都市の中でも高齢化が進む北九州市における多世代共生のあり方に焦点を当てつつ、全国での実践例も交え、地方公共団体や NPO 等が連携し、地域での取組を検討する際の参考となることを目指します。

■開催日時

令和 7 年 9 月 16 日 (火) PM 開催予定 (調整中)

■開催方法

YouTube によるライブ配信

※PF 会員/非会員共に同形式とし、会員のみ後日アーカイブ配信を行う。

■対象者

孤独・孤立対策に取り組む地方公共団体/社会福祉協議会/NPO 法人等

※PF の会員/非会員は問わない。

■プログラム 180 分程度(仮)

※各項目とも今後の調整状況によって変更となる可能性あり。

時間	プログラム	登壇者候補案(調整中)
5 分	開会挨拶	内閣府 孤独・孤立対策推進室
30 分 (仮)	1. 基調講演	【登壇者】 大月敏雄氏(東京大学工学院工学系研究科) (社会的支援整備審議会住宅地分科会座長) ※まちづくり、地域づくりと住居、住まいと孤独・孤立について、などを想定(まちづくりと同潤会アパートの再整備など)
50～ 60 分 (仮)	2. 実践報告① (北九州市での実践) ①実践報告 10 分×3 名 (仮) ②パネルディスカッション 30 分(仮)	【コメンテーター】 井澤徹氏(新公益連盟) 【実践報告者】 ・奥田知志氏(生活困窮者自立支援全国ネットワーク) ・権頭喜美恵氏(社会福祉法人もやい聖友会 理事長)
5 分	休憩	
50～ 60 分 (仮)	3. 実践報告② (全国での実践) ①実践報告 10 分×3 名 (仮) ②パネルディスカッション 30 分(仮)	【コメンテーター】 奥山千鶴子氏(子育てひろば全国連絡協議会) 【実践報告者】 ・葛西リサ氏(追手門学院大学) ・鮎川沙代氏(株式会社ノビシロ) ・認定 NPO 法人 LivEQuality HUB
10 分	質疑応答	
	閉会	

令和 7 年度 第 2 回シンポジウム
(仮) SNS とリアル繋がりについて
企画概要

■開催目的

令和 6 年 4 月 1 日に孤独・孤立対策推進法が施行され、関係府省庁、地方公共団体及び NPO 等が有機的に連携して幅広く具体的な取組を総合的に実施し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底していくことがより一層求められています。

とりわけ「つながりの場」の確保は重要な課題ですが、近年は SNS の普及やコロナ禍の影響を受けて、リアルとオンラインそれぞれの場が持つ役割や機能が大きく変化しています。

本シンポジウムでは、「つながりの場」に焦点を当て、リアルとオンラインの双方が持つ可能性や課題、そして両者をどのように補完しあえるのかについて検討します。冒頭では学識者による概論を通じてテーマの全体像を提示し、その後、相談支援と居場所支援を組み合わせながら実践を行う NPO や自治体の事例報告を通じて、多様なつながりの形やそれらの連携のあり方について学びを深めます。

■開催日時

※秋から冬にかけての実施を想定

■開催方法

オンライン (YouTube によるライブ配信)

※PF 会員/非会員共に同形式とし、会員のみ後日アーカイブ配信を行う。

■対象者

孤独・孤立対策に取り組む地方公共団体/社会福祉協議会/NPO 法人等

※PF の会員/非会員は問わない。

■プログラム

※各項目とも今後の調整状況によって変更となる可能性あり。

時間	プログラム	登壇者候補案(検討中)
	開会挨拶	内閣府 孤独・孤立対策推進室
未定	1. 基調講演	【登壇者候補案】 ※オンラインとリアルどちらも知見を有する有識者から、 本テーマの導入・提示となるような基調講演を検討中
未定	2. 事例報告	【登壇者候補案】 ※各団体などから事例の報告を検討中
	休憩	
未定	3. パネルディスカッション	【コメンテーター】 ※企画検討の官民連携プラットフォーム幹事団体などの参加で検討中
	質疑応答	
	閉会	

官民・民民連携の取組推進について

■官民・民民連携の取組推進

令和5年度から「孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進」として、全国で行われている様々な取組事例を、「知り」「知ってもらう」ことを目的として、取組事例を募集。登録事例を選定の上、取材記事の作成やとりまとめてホームページ紹介など横展開を図っているところ。

【担当幹事】

- ・ 特定非営利活動法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ
- ・ NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

■令和6年度の実施内容

令和6年度は、19件の取組事例の登録があり、NPO等の取組モデル調査、令和6年度登録事例を含めて、担当幹事会にて好事例を選定。2件の紹介動画、6件の取材記事、その他15件のパワーポイント事例集での紹介などを調整。

■令和7年度の取組

担当幹事の打合せを含めて、以下の方向で検討

○令和7年度の方角性

- ・ 令和7年度についても令和6年度同様に広く募集を行い、好事例を選定。取材記事の作成などにより、事例の蓄積と横展開に取り組む。
- ・ 事例の登録インセンティブ向上やPF会員に事例について「知り」「知ってもらう」ことなどを目的に、取材記事の対象である好事例について、例えば、総会イベントなどを活用した紹介の機会（営れの場）を設けていく方向で検討を進める。

○令和7年度スケジュール案

- | | |
|--------|---------------|
| （・6/18 | 担当幹事会） |
| ・7/30 | 担当幹事会 |
| ・8月 | 令和7年度募集 |
| ・10月頃～ | 事例選定、取材等の割り振り |
| ・～12月頃 | 担当者取材、取材記事作成 |
| ・1月頃～ | 公表素材確認等の調整 |
| ・3月頃 | 取材記事ホームページ公表 |

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 令和7年改定のポイント

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行、同年6月に法に基づく重点計画を策定。
- 法施行後1年間、内閣府において孤独・孤立対策担当大臣を中心に、地方公共団体・NPO等の支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を重点的に推進。また、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ねてきた。
- 本部の下での孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（NPO等）の意見を聴取した上で、重点計画の改定案を推進本部において審議。

①現行計画の重点取組事項を着実に推進しつつ、②現在直面している課題・中長期的な課題等に的確に対応するため、重点計画を改定（孤独・孤立対策推進本部決定）

①令和6年計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」→ 取組を強化し、引き続き重点的に推進。

- ・ 地方公共団体への伴走支援やNPO等の取組支援等について、交付金等も活用しつつ、現場の工夫や課題も含めた横展開の取組を推進。
- ・ 「つながりサポーター」の更なる普及を始め、孤独・孤立状態の予防を目指した取組を強化。
- ・ 目標設定の好事例横展開などを通じ、重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組を推進。など

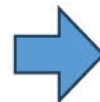


②現在直面している課題・中長期的な課題等→新たに重点取組事項に盛り込み、関係府省連携して対策を推進。

【現在直面している課題】

✓ 小中高生の自殺者数が過去最多

- －令和6年は529人と過去最多。
- －女子中高生についてみると、女子中学生・女子高校生ともに増加している現状



【中長期的な課題】

✓ 将来の単身世帯・単身高齢世帯の増加見込み

＝孤独・孤立リスクを抱える方も増加見込み

- －単身世帯数が今後増加し、2050年度44.3%（推計）

✓ 孤立死者数の推計：約2万2千人

- －孤立死WGが令和6年の推計を公表。
- －「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたもの。



- 児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者の悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制の構築、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりなど、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組の推進。

- 関係府省庁・地方公共団体との密接な連携の下、現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの「居場所・つながりづくり」等、中長期的視野に立った孤独・孤立状態の予防のための取組の推進。

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11決定（R7.5.27一部改定））のポイント

重点計画の意義

- 令和6年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- （1）孤独・孤立双方への社会全体での対応、（2）当事者等の立場に立った施策の推進
（3）社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

（1）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

（2）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

（3）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①つながり・居場所づくり ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

（4）孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階や設置後の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金等を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題の把握・整理を行い、地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- ・ 家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、こども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- ・ 単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

Ⅰ. 重点計画について

2. 特に重点を置いて取り組むべき事項

（1）地方公共団体及びNPO等への支援

○ 推進法の施行から1年を迎えることを受け、官・民・NPO等の連携の基盤となる地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（推進法第11条）及び孤独・孤立対策地域協議会（推進法第15条）の設置状況を把握するため、アンケートを実施した⁸ところ、特に市区町村における基盤整備が必ずしも進展していない状況であったことを踏まえ、引き続き、こうした官民連携基盤を立ち上げる段階の地方公共団体への伴走支援、多様な主体が参画する事例の周知等、設置の促進に向けた支援を行う。その際、設置数のみにとらわれるのではなく、地域において官民の「水平的連携」による孤独・孤立対策の連携基盤が実質的に構築されているかという観点も重要である。また、設置済みの地方公共団体に対しても、より多様な主体の連携等が図られるよう、引き続き伴走支援を行っていくことが必要である。

○ 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援について、当面、令和3年3月の緊急支援策⁹で実施した規模・内容について、新たなニーズ等を踏まえた強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていく。

○ 地方公共団体及びNPO（NPOを支援する中間支援組織を含む。）等に対して、「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金¹⁰」等を活用して支援を行うことはもとより、広域で活動を行う団体があることも念頭に置きつつ、行政区域を超えて地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが設置されている事例、広域的な活動を行う中間支援組織などのNPO等の活動事例（基礎自治体との連携事例を含む。）などを周知・横展開する。地方公共団体における取組事例の横展開に当たっては、関連する取組を、有機的に組み合わせて実践につなげていく工夫や、取組を進める上での課題についても把握・整理し、現場における負担等にも配慮しつつ、関係府省庁が連携の下、地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されるよう支援を行う。

8 「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム及び孤独・孤立対策地域協議会の設置の概況について」（令和7年4月7日「孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議（第3回）」資料1）

9 「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」において決定（令和3年3月16日）。

10 内閣府の「孤独・孤立対策推進交付金」と「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を統合し、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において予算措置されたもの。

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

（7）「誰一人取り残されない社会」の実現

（共生・共助）

過去最多のこどもの自殺や単身世帯の増加を踏まえ、孤独・孤立対策の重点計画¹⁹⁰に沿って、予防が重要との認識の下、交付金も活用し、地方版官民連携プラットフォームを設置する地方公共団体への伴走支援、NPO等への継続的支援、緩やかなつながりや居場所づくり、支援の担い手やつながりサポーターの育成、つながりを生むための分野横断的な連携促進のほか、社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防するための関係府省と地方公共団体が連携した取組を進める。

（就職氷河期世代等への支援）

「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」で決定した基本的な枠組み¹⁹²に基づき、リ・スキリング支援の充実等の「就労・処遇改善に向けた支援」、居場所づくり等の「社会参加に向けた段階的支援」及び家計改善・資産形成の支援等の「高齢期を見据えた支援」の3本柱に沿って、従前からの取組を強化する。今後、詳細な実態や施策ニーズに関する調査を行うとともに、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」での検討を経て、2025年度内を目途に、KPIを含む新たな就職氷河期世代等支援プログラムをとりまとめ、その当事者、家族、支援関係者等への広報を強化する。

（女性・高齢者の活躍）

身寄りのない高齢者等への支援や総合的な権利擁護支援について検討するとともに、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの実効性確保など独居高齢者に対する政府横断的な対応を行う。

190 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定、令和7年5月27日一部改定）。

192 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）。

WHO社会的つながりに関する委員会報告書 概要 (R7.6.30公表)

1. 背景事情

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、社会的つながりの重要性が認識され、いくつかの国では社会的つながりを優先課題として取組が始められている。
- 近代化に伴う産業化や都市化、技術の進歩などが、コミュニティの衰退を招き、社会的孤立や孤独感の増加につながったと考えられており、近年、社会的つながりが健康や死亡率に与える影響に関する研究も急増している。

2. 報告書の目的

- この報告書の重要なメッセージは、
 - ・ 社会的孤立と孤独が広がっており、健康・社会・経済に深刻な影響を及ぼすこと
 - ・ 社会的なつながりを育み、断絶を減らすための解決策があること
- この報告書では、社会的孤立と孤独の性質、要因、影響に関する科学的知見を要約するほか、効果的な対策を検討し、社会的つながりを促進するための具体的な行動計画を提案する。

3. 議論の経過

- 令和5年11月、「WHO社会的つながり委員会」が発足し、加藤鮎子大臣（当時）が同委員会の委員に就任。
- 同年12月にベラジオ（イタリア）で開催されたハイレベル会合を皮切りに、オンライン開催を含め、計6回のハイレベル会合を開催。日本からは、加藤大臣（当時）がビデオメッセージを出したほか、事務方が会合に出席するなど議論に参加。
- 令和7年6月30日に同委員会報告書が取りまとめられ公表。公表イベントをオンラインにより開催し、三原じゅん子大臣がビデオ動画により参加。

4. 報告書の目次・ポイント (次ページに続く)

【第1章】主要概念—社会的つながり、社会的孤立、孤独

- ・ 社会的つながり：人々がどのように関係を築き、交流するかを表す包括的な用語
- ・ 社会的孤立：他者との役割、関係、社会的な交流が客観的に不足している状態
- ・ 孤独：自分が望むつながりと実際のつながりとの間にギャップがあることで生じる、否定的で主観的な感情の状態

【第2章】問題の規模

世界の6人に1人（15.8%）が孤独を感じている。孤独や社会的孤立は全ての年代に影響するが、孤独感は若年層で高く、高齢者が最も低い。高齢者の25～33.6%が社会的に孤立しているとのデータがある。社会的つながり、社会的孤立、孤独のモニタリングが急務となっている。

4. 報告書の目次・ポイント（続き）

【第3章】社会的孤立と孤独の要因

社会的な断絶は、近代化、工業化、技術の進歩などが要因として挙げられるが、さらなる研究が必要で推測の域を出ない。うつ病などの健康問題、性格特性、未婚、単身世帯などの要因が、孤独や社会的断絶に関係していることは十分なエビデンスがある。

【第4章】社会的つながり、社会的孤立、孤独による影響

社会的孤立や孤独は、死亡率、健康、教育、雇用、経済成長、イノベーションを含む多くの重要な社会的・経済的問題に影響を及ぼし、雇用者、医療・介護システム、個人に多大なコストがかかると推定されている。社会的つながりは、健康、社会、経済の領域全体に重要な利益をもたらす。

【第5章】提言活動、キャンペーン、ネットワーク、連携

諸外国では社会的孤立と孤独に関するキャンペーンはほとんどなく、ネットワークも評価されていないが、他の問題でのエビデンスからは、提言活動が社会的つながりの促進や活動の説明責任において重要である可能性が示唆されている。

【第6章】社会的つながりに影響を与える政策

WHO加盟国194か国のうち日本を含む8か国がこの問題に対処する政策を講じている。各国の政策に共通するのは、「社会全体での取組の必要性」「知識の強化」「スティグマを減らすための啓発」「分野を超えた協力の促進」を含む点である。

【第7章】コミュニティ戦略

コミュニティは社会的つながりを促進し、社会的孤立と孤独を防ぐのに理想的な場である。社会インフラには、図書館や公園や保健・社会・教育サービスなど多様な資源があり、コミュニティへの介入として、社会的処方などがある。社会インフラやコミュニティへの介入のエビデンスは増えてきているが限定的で、更なる研究が必要。

【第8章】個人及び人間関係に関する戦略

最も効果的な介入策の特定は難しいが、孤独には「心理的介入」が有望とされている。デジタル技術は介入の実施手段として重要な役割を果たし得るが、AIやVRなど新技術の有効性とリスクを判断するためには、更なる研究が必要。

【第9章】今後の方向性—5つの戦略分野

この問題に対応するため5つの戦略を提案。戦略の実施に当たってWHOを含む様々なセクターの協力が必要。

- ・ **政策**：各国政府は、全てのセクターが関与する、社会的つながりを促進するための国家政策・戦略等を策定。資金の確保。政策面でのリーダーシップの強化。
- ・ **研究**：グローバル及び各国における研究能力の強化。研究の優先課題を特定し、資金を提供。
- ・ **介入**：介入のための指針を策定し、プログラムを立上げ。
- ・ **測定とデータ**：国家レベルのモニタリング体制の強化。グローバル指標の開発。
- ・ **関与**：各国政府や社会的なリーダーによる連携体制の構築。グローバルなメッセージとキャンペーンの実施により、社会全体の認知向上。

孤独・孤立に関する駐日大使会合（令和7年6月26日）の概要

- 令和7年6月26日、「孤独・孤立に関する駐日大使会合」を開催し、三原孤独・孤立対策担当大臣が、11の国・地域の駐日大使等と孤独・孤立の問題への対応について意見交換。

【日時】 令和7年6月26日（木） 13：45～15：45

【場所】 三田共用会議所 国際会議室

【日本側出席者】 内閣府：三原孤独・孤立対策担当大臣、大西参与、江浪孤独・孤立対策推進室長

外務省：宮路副大臣（分身ロボットOriHimeによる参加）、岩本領事局長

【参加国・地域】 英国、ドイツ、インドネシア、オーストラリア、ケニア、シンガポール、スウェーデン、中国、フィリピン、ベトナム及びEU

- 会合では、日本の取組状況や対策の基本的な考え方、官・民・NPO等との連携について説明するとともに、各国・地域の駐日大使等から、政府での取組状況や民間企業における取組等を紹介いただき、孤独・孤立対策の一層の推進や連携強化に向けて、国際的な認識を強化。

